

ばんどう まちづくり

坂東市長 吉原英一



健康が一番 国民健康保険に ついて

国民健康保険は、病気やけがをしたときに誰もが安心して医療機関などで治療を受けることができる制度として、地域医療の確保とみなさんの健康保持に大きく貢献しています。

国保に加入しているかたが医療機関などにかかった場合、医療費の1〜3割を負担していただき、残りは国保が負担しています。そのほか、高額医療費や出産一時金などの給付制度があります。

しかしながら、急速な少子高齢化により国保の加入者全体に占める中高年世代の割合が増加していることや、景気の停滞などで所得水準が上がらないことにより、国保財政を取り巻く状況は大変厳しいものがあります。

本市の国保の保険給付費は2年連続で43億円を超え、特に高額療養費が医療技術の高度化によって年々増えています。国保財政の安定的な運営を目指し、医療費の適正化や健康診査を推進しています。

健康診査を受診することで初期症状の段階で病巣が発見され、早期治療をすることで大事にいたらなかった事例は数多くあります。早期発見早期治療を行うことで、患者のかたの苦痛や負担する医療費を軽くすることができ、国保の保険給付費の削減に有効と考えています。しかし、残念なことに、市で実施している胃

がん検診など各種健診や健康教室の受診率はまだまだ低い状況です。

また、国保で実施している生活習慣病を予防するための血液検査、尿検査、腹囲計測などの特定健診の受診率も33%と低く、対象者の7割弱のかたが健診を受けていない現状です。国保の特定健診は1回千円の負担で受診できますので、年に一度は受診してください。これらの診査結果により生活習慣の改善が必要とされたかたには特定保健指導も実施しています。

国保の財源は国県市の補助金などと併せて、加入者のみなさんの保険税で成り立っている互助制度で、平成24年度は21億円を超える保険税を加入者のみなさんに納付いただいています。世帯の加入人数や所得、資産に応じて公平に賦課をしていますので、期限内の納付をお願いいたします。

児童扶養手当

	9月分まで	10月分以降
全部支給（月額）	41,430円	41,140円
一部支給（月額）	41,420円～9,780円	41,130円～9,710円

※上記の額に児童2人目の場合は5,000円、児童3人目以降は3,000円ずつ加算されます。

特別児童扶養手当

	9月分まで	10月分以降
1級 （月額 児童1人当たり）	50,400円	50,050円
2級 （月額 児童1人当たり）	33,570円	33,330円

手当の支給額が10月分から全国一律で変更になります。12月期（8月分）～11月分）支払から適用されます。

■お問合せ
子育て支援課 猿島庁舎
内線2214

児童扶養手当・特別児童扶養手当
支給額が変更になります